

【2016 年 10 月 21 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 129 号 ■

目次

【今号の内容】

- コンサルティングを希望する企業に対し、専門家を無料で派遣します
～「多様な正社員」制度の導入や「無期転換ルール」への対応を検討している
企業をサポート～
- 「女性の活躍推進企業データベース」で、就活中の学生へ自社の女性の活躍状
況をアピールしましょう！
～女性の活躍状況を公表している企業は約 6,400 社、新規登録も日々増加中～
- 『「介護支援プラン」普及研修～仕事と介護の両立に向けて～』を開催します
- パートタイム労働者の活用についてお悩みの企業の皆さまへ
「職務分析・職務評価セミナー（導入編）～パートタイム労働者の納得度を高
め、やる気を引き出す～」を、10 月・11 月に追加開催します

コンサルティングを希望する企業に対し、専門家を無料で派遣します
～「多様な正社員」制度の導入や「無期転換ルール」への対応を
検討している企業をサポート～

厚生労働省では、「多様な正社員」の導入や「無期転換ルール」への対応を検
討している中堅・中小企業に対し、社内制度化を検討する上での助言や支援を行
う外部専門家（コンサルタント）を無料で派遣します。多くの皆さまからのご応
募をお待ちしています。この機会にぜひご利用ください。

【対象企業】

以下の両方に当てはまる企業を対象とします。

- ・「多様な正社員」を導入し、優秀な人材の確保・定着を図っていきたい企業
- ・「無期転換ルール」への対応に向け、社内制度化の検討を進めている企業

【募集定員】

100 社程度

【募集期間】

～12月22日（木）

（※定員に達し次第、募集を締め切る場合があります）

【コンサルタントによる主な支援内容】

- ・雇用管理の現状に係る点検
- ・社内制度化に向けた課題把握
- ・制度導入に向けた助言・援助
- ・就業規則の整備等についての助言

【申込方法など詳細はこちら】

<http://www.tayounaseisyain.jp/>

【お問い合わせ先】

「多様な正社員の導入及び無期転換ルールへの対応に係る支援等事業」事務局

PwC コンサルティング合同会社（委託先）

担当 柿田・木塚・森位・橋本・安藤

TEL 080(3159)6118（受付時間 平日 10:00～17:00 まで）

E-mail kanri@tayounaseisyain.jp

「女性の活躍推進企業データベース」で、就活中の学生へ自社の女性の活躍状況をアピールしましょう！

～女性の活躍状況を公表している企業は約 6,400 社、新規登録も日々増加中～

「女性の活躍推進企業データベース」とは、企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースです。

このデータベースでは、自社の状況を公表したり、他社の状況を地域別、業種別、規模別に検索、閲覧したりできます。公表、閲覧はすべて無料です。

このデータベースを活用し、自社の女性の活躍状況を公表している企業は 6,450 社（10月18日現在）あり、新たに登録する企業も日々増えています。学生が企業研究を行うこの時期に、「女性の活躍推進企業データベース」を活用して、学生・求職中の方へ向けて自社の状況をアピールしましょう。

また、平成 28 年 4 月 1 日に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推

進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）における「女性の活躍に関する情報公表」や「行動計画の外部への公表」（※）の掲載先としても、ぜひご活用ください。

【詳細はこちら】

女性の活躍推進企業データベース

<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

※女性活躍推進法では、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、次の1～4の事項が義務付けられています。

1. 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
2. 状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、外部への公表
3. 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
4. 女性の活躍に関する情報の公表

◆「えるぼし」認定を受けたい企業◆

女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主として、厚生労働大臣の認定（通称：えるぼし認定）を受けたい企業は、「女性の活躍推進企業データベース」で、認定基準を満たす事項の実績などを公表する必要があります。

認定は3段階あり、認定を受けた企業は、認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使用し、女性の活躍を推進している企業であることをアピールできます。また、「公共調達における加点評価」や「日本政策金融公庫による低利融資」の対象になります。

9月末日までに全国で182社の企業を「えるぼし」企業として認定しました。

【詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

◆女性活躍加速化助成金を申請する企業◆

女性活躍加速化助成金は、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、その達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。ぜひ積極的に活用してください。

なお、女性活躍加速化助成金を申請する企業は、「女性の活躍推進企業データベース」で、「女性の活躍の状況に関する情報公表」や「行動計画の外部への公表」を行う必要があります。

【支給額】

- ・ 行動計画期間内に取組目標を達成した時（中小企業のみ） 【30 万円】
- ・ 取組目標達成時から 3 年以内に「数値目標」を達成した時 【30 万円】

【数値目標の例】

「女性の少ない職種などで女性の比率を●%まで引き上げる」「女性の少ない職種の採用人数を●人に増やし、かつ男女に占める採用割合を●%以上とする」「管理職の女性比率を●%以上とする」など

【取組目標の例】

「女性の体力・体格などに配慮した安全具や設備・機器などを導入する」「女性が少ない職種で必要な技能などに関する教育訓練を行う」「初めて女性を配置する現場に女性用の更衣室を作る（または老朽化した女性用トイレを改修する）」「管理職を目指す女性社員を対象としたセミナーを実施する」など

【詳細はこちら】

- ・ 平成 28 年度女性活躍加速化助成金支給申請の手引き
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/joseikin-kasokuka-panhu_4.pdf
- ・ 平成 28 年度女性活躍加速化助成金 Q & A
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/joseikin-kasokuka-qa.pdf>
- ・ 一般事業主行動計画を策定しましょう
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/280108sakutei.pdf>
- ・ 中小企業のための女性活躍推進事業
<http://l-boshi.com/>

『「介護支援プラン」普及研修～仕事と介護の両立に向けて～』を開催します

介護のために仕事を続けられず離職する「介護離職」という問題が浮上する昨今、仕事と介護の両立について、漠然とした不安を抱えている従業員が少なくありません。他方で、従業員の仕事と介護の両立に向けてどのような支援を行えば

いいか分からず、取組が進んでいない、という企業も多いのではないのでしょうか。

今回の研修では、平成 29 年 1 月から施行される改正育児・介護休業法の情報も交え、仕事と介護の両立体制を作る上でのポイントや、取組を進める際に活用できる「介護支援プラン」モデルについて紹介します（必要なデータを収録した CD 付き）。

従業員の仕事と介護の両立支援に取り組もうとする経営者・人事担当者や、介護支援を担う地域包括支援センターの職員、ケアマネジャーなど、幅広い層の方が対象となります。皆さまのご参加をお待ちしています。【事前申込制（先着順）・参加無料】

【開催予定】

[仙台] 11 月 11 日（金） 1. 15:00～17:00 2. 18:00～20:00

／TKP 仙台西口ビジネスセンター

[金沢] 11 月 16 日（水） 1. 15:00～17:00 2. 18:00～20:00

／TKP 金沢駅前カンファレンスセンター

[大阪] 11 月 15 日（火） 18:00～20:00

／ハービス PLAZA 貸会議室

[福岡] 11 月 25 日（金） 1. 15:00～17:00 2. 18:00～20:00

／TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター

[沖縄] 12 月 8 日（木） 1. 15:00～17:00 2. 18:00～20:00

／沖縄県青年会館

【申込方法など詳細はこちら】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社（委託先）

http://www.murc.jp/seminar/murc/t_161024.pdf

パートタイム労働者の活用についてお悩みの企業の皆さまへ

「職務分析・職務評価セミナー（導入編）～パートタイム労働者の納得度を高め、やる気を引き出す～」を、10 月・11 月に追加開催します

厚生労働省では、パートタイム労働者の待遇が働きや貢献に見合ったものとなるよう、「職務分析・職務評価」を普及しています。

今年 9 月に開催し、参加者からご好評いただいている「職務分析・職務評価セミナー」を、10 月と 11 月に追加開催します。

このセミナーでは、パートタイム労働者の担う職務内容を正確に把握し、パートタイム労働者と正社員の間の均等・均衡待遇の状況を確認することや、パートタイム労働者の人事・賃金制度を見直す上で役立つ「職務評価」の手法を、演習や事例紹介を通して、分かりやすく説明します。

経営層や人事労務ご担当者をはじめ、パートタイム労働者の活用に関心のある多くの皆さまのご参加をお待ちしています。【事前申込制・参加無料】

【開催日程】

10月29日（土）13:00～15:30／東京

11月2日（水）10:00～12:30／東京

11月9日（水）13:00～15:30／東京

11月17日（木）10:00～12:30／東京

11月22日（火）13:00～15:30／東京

11月28日（月）13:00～15:30／東京

（12月以降も、順次開催予定です。詳細は下記 URL をご参照ください。）

【開催会場】（全日程共通）

PwC コンサルティング合同会社

（東京都千代田区丸の内 2-6-1 丸の内パークビルディング 21 階）

【プログラム】（9月に開催したセミナーと内容は同じです。）

- ・パートタイム労働者を活用する上での課題、職務で評価するという考え方を
用いることによるメリット
- ・職務分析・職務評価の概要
- ・職務評価をやってみる＜事例紹介と演習＞
- ・均等・均衡待遇が図られているかチェック＜事例紹介と演習＞
- ・職務評価結果の活用事例

【申込方法など詳細はこちら】

<http://www.part-estimation.jp/>

※このセミナーは、ウェブからのお申込みを原則としています。

なお、ウェブからのお申込みが難しい場合は、E-mail でも受け付けます。

下記のお問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

「職務分析・職務評価普及事業」事務局
PwC コンサルティング合同会社（委託先）
担当 柿田・大橋・木塚・北村・橋本
TEL 080(4791)9954（受付時間 平日 10:00～17:00 まで）
E-mail pwcconsulting.part@jp.pwc.com

【参考】

- ・パートタイム労働者の活用や職務分析・職務評価について
厚生労働省ホームページ「パート労働ポータルサイト」
<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=10>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-